

2019年度実施の入学選抜における「東日本大震災」、「広島市における平成26年8月豪雨」、「熊本地震」、「平成30年7月豪雨」又は「北海道胆振東部地震」の被災者等に対する特例措置について（案）

1 概要

広島市立大学では、「東日本大震災」、「広島市における平成26年8月豪雨」、「熊本地震」、「平成30年7月豪雨」又は「北海道胆振東部地震」の被害状況等に鑑み、2019年度実施の入学選抜における特例措置として、入学検定料の免除及び入学料の減免を実施する。

2 内容

- (1) 入学検定料の免除
- (2) 入学料の減免

3 対象者及び申請に必要な書類等

(1) 東日本大震災

対象		確認書類
東日本大震災における災害救助法が適用されている地域で被災した志願者で、右のいずれかに該当する者	主たる家計支持者が所有する自宅家屋が全壊、大規模半壊、半壊、流失した場合	り災証明書
	主たる家計支持者が死亡又は行方不明の場合	死亡又は行方不明を証明する書類
2019年4月1日現在で、居住地が福島第一原子力発電所事故により、帰還困難区域、居住制限区域又は避難指示解除準備区域に指定された者		被災証明書

(2) 広島市における平成26年8月豪雨

対象		確認書類
広島市において「平成26年8月豪雨」により被災した志願者で、右のいずれかに該当する者	主たる家計支持者が所有する自宅家屋が全壊、大規模半壊、半壊（床上浸水を含む。）、流失した場合	り災証明書
	主たる家計支持者が死亡の場合	死亡を証明する書類

(3) 熊本地震

対象		確認書類
熊本地震により被災した志願者で、右のいずれかに該当する者	主たる家計支持者が所有する自宅家屋が全壊、大規模半壊、半壊（床上浸水を含む。）、流失した場合	り災証明書
	主たる家計支持者が死亡又は行方不明の場合	死亡又は行方不明を証明する書類

(4) 平成30年7月豪雨

対象		確認書類
平成30年7月豪雨により被災した志願者で、右のいずれかに該当する者	主たる家計支持者が所有する自宅家屋が全壊、大規模半壊、半壊(床上浸水を含む。)、流失した場合	り災証明書
	主たる家計支持者が死亡又は行方不明の場合	死亡又は行方不明を証明する書類

(5) 北海道胆振東部地震

対象		確認書類
北海道胆振東部地震により被災した志願者で、右のいずれかに該当する者	主たる家計支持者が所有する自宅家屋が全壊、大規模半壊、半壊(床上浸水を含む。)、流失した場合	り災証明書
	主たる家計支持者が死亡又は行方不明の場合	死亡又は行方不明を証明する書類

4 実施方法

(1) 志願者への周知

- ア 本学ウェブサイトに情報を掲載する。
- イ 学生募集要項に、特例措置の概要を記載する。

(2) 入学検定料の免除

- ア 申請に係る書類を受験票に同封して送付する。
- イ 申請があった者の内、上記3に該当する受験者に入学検定料を返還する。

(3) 入学料の減免

- ア 申請に係る書類を合格通知に同封して送付する。
- イ 申請があった者の内、上記3に該当する入学者の入学料を減免する(決定までは入学料の納付を猶予)。

5 その他

免除・減免の申請をされる場合には、事前に本学入試グループまでご相談ください。